

# 選挙事務従事者（学生アルバイト）募集のご案内

旭川市選挙管理委員会では、選挙事務を通じて政治や選挙への関心を高めていただくことを目的として、開票作業を行う学生アルバイトを募集します。

あらかじめアルバイトを希望する学生の方を登録し、選挙が行われるたびに従事を希望するか意向を確認します。

## 対象

旭川市内の大学等（短大・高専・専修学校等）に通う学生で年齢18歳以上の方  
※高校生は除きます。

## 募集職種／募集人数／勤務条件等

募集職種	開票事務
業務内容	開票所での開票作業（投票用紙の投票箱からの取出し、整理）
募集人数	54人
勤務日・時間 （任用期間）	令和3年10月31日（日） 午後8時から午前0時まで（4時間） ※開票作業開始前に、作業内容の説明があります。
勤務場所	旭川市リアルター夢りんご体育館（旭川市総合体育館） 旭川市花咲町5丁目
身分	会計年度任用職員
報酬・手当	時給980円 ※交通費・夜間勤務手当支給（条件あり） ※開票事務終了後、深夜に帰宅するため交通手段がない方には、タクシーチケットを支給します。
報酬等支給日	末日締め翌月21日支給 （休日の場合は、その前の平日）
服務規程等	地方公務員法の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）
申込資格	旭川市内の大学等（短大・高専・専修学校等）に通う学生で年齢18歳以上の方 ※高校生は除きます。 ただし、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は応募できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

## 提出書類及び申込方法

- 1 提出書類  
旭川市会計年度任用職員採用申込書（学生専用）  
※採用申込書は、旭川市公式ホームページからダウンロードしてください。
- 2 申込方法  
提出書類を電子メール、郵送又は持参により旭川市選挙管理委員会事務局に提出してください。  
※郵送の際は封筒の表側に「採用申込書在中」と朱書きしてください。  
※提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 選考方法

- 1 書類審査後に、必要に応じて面接を行い選考します。  
希望者多数の場合は、従事できない場合がありますのでご了承ください。
- 2 選考結果に関する電話等の問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

## アルバイト希望者の登録

- 1 今回従事していただいた方は、「開票作業アルバイト希望者」として登録します。  
登録を希望しない方は、採用申込書の「登録しない」にチェックしてください。
- 2 登録された方には、選挙の際にアルバイトを希望するか意向を確認します。また、1年に1回、在学状況及び登録継続の意向を確認します。
- 3 登録期間は、在学期間中とします。資格がなくなった場合やご本人からの申し出があったときは登録を解除します。

## 従事に当たっての注意事項

- 1 選挙の重要性を認識し、自覚と責任をもって従事すること。
- 2 従事に当たって知り得た個人情報了他に漏らさないこと。
- 3 開票所内では、携帯電話、タブレット、パソコン等私物の電子機器を使用しないこと。
- 4 他の人に誤解を与えるような行動はしないこと。
- 5 市が貸与するバッジを着用すること。
- 6 服装、化粧等で他人に不快な印象を与えることがないように、また、華美にならないようにすること。

## その他

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、フェイスシールド、手袋を着用していただきます。
- 2 採用申込書に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消すことがあります。
- 3 今回の採用は、旭川市の正規職員（事務職、技術職等）採用の際に優先されるものではありません。
- 4 採用に当たり、学生証の写し、報酬振込先の口座情報、マイナンバー情報、通勤届等の書類の提出が必要となります。
- 5 不明な点は、担当までお問い合わせください。

## 問合せ・申込先

旭川市選挙管理委員会事務局  
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎6階  
電話 (0166) 25-6513  
メール senkan@city.asahikawa.lg.jp

